

角 田 市 告 示 第 9 7 号

別紙に掲げる者に対する通知については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでなく、送達できないため、地方税法第20条の2及び角田市市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、角田市総務部税務課において保管し、送達を受ける者の申し出があれば交付します。

令和 8年 8月14日

角田市長

黒須 貫



角田市告示第 9 7 号（別紙）

公示送達者一覧

件数： 2件

項番	調定年度	賦課年度	送達を受けるべき者の氏名
1	R8	R8	藤原 忠光
2	R8	R7	藤原 忠光
以下余白			